

アドプト活動のはてな??

Q活動を計画する時の注意点は？

A活動にあたっては、安全を最優先にし、出来るだけムリの無い計画を立てて下さい。
水際や湿地の場所の確認、害虫・害獣、車との接触については十分注意して下さい。
特に、お子様の参加する活動には、必ず保護者等の大人の監督者が同行して下さい。

Q何を提供してもらえるの？

A以下のような用具や資材を提供できます。

〈用具類〉

軍手、ゴム手袋、ほうき、ちりとり、金ばさみ、くまで、レーキ、ホーク、鎌、草刈り機（替刃、燃料を含む）、ショベル、ジョウレン、くわ、移植ごて、ジョウロ、箕、根起こし、せん定ばさみ、什能、バケツ、ポリタンク、ホース、一輪車 等

〈資材類〉

苗（花苗、苗木）、種子、土、薬剤、肥料 等

〈安全器具類〉

安全ベスト、ヘルメット、三角コーン 等

Q活動の報告って、何を報告するの？

A指定の様式に、活動した日や人数、活動内容などを簡単に記入し、活動状況がわかる写真を添付して報告して下さい。

Qもし活動中に怪我をしてしまったら、どうしたら良いの？

A万が一の怪我や事故などに備えて「ボランティア活動保険」に加入していますので、すぐに合意書を締結した土木事務所へ連絡して下さい。



活動団体を募集します！

※お問い合わせは、お近くの土木事務所までお願いします。

土木事務所名	住 所	電話番号
神戸土木事務所	〒653-0055 神戸市長田区浪松町3丁目2-5	078-737-2382
西宮土木事務所	〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28	0798-39-1541
宝塚土木事務所	〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15	0797-83-3178
加古川土木事務所	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	079-421-9183
加東土木事務所	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2	0795-42-9383
姫路土木事務所	〒670-0947 姫路市北条1-98	079-281-9434
光都土木事務所	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25	0791-58-2229
豊岡土木事務所	〒668-0025 豊岡市幸町7-11	0796-26-3735
丹波土木事務所	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688	0795-73-3828
洲本土木事務所	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	0799-26-2055

あなたの想いが地域とつながります

ひょうごアドプト 活動のすすめ

～地域のために ありつづけること～



兵庫県 県土整備部

みんなで **まち** をきれいにしましょう

●ひょうごアドプトとは

- 県が管理する河川、道路、砂防施設、港湾、海岸等（活動区域）において、みなさんがボランティア等（清掃美化活動）を行う際に、県・市町が、用具の提供等を行い支援する制度です。
県では、2001年（平成13年）に、制度を創設しました。以降、皆さんの熱心な活動が県下全域へ広がっています。

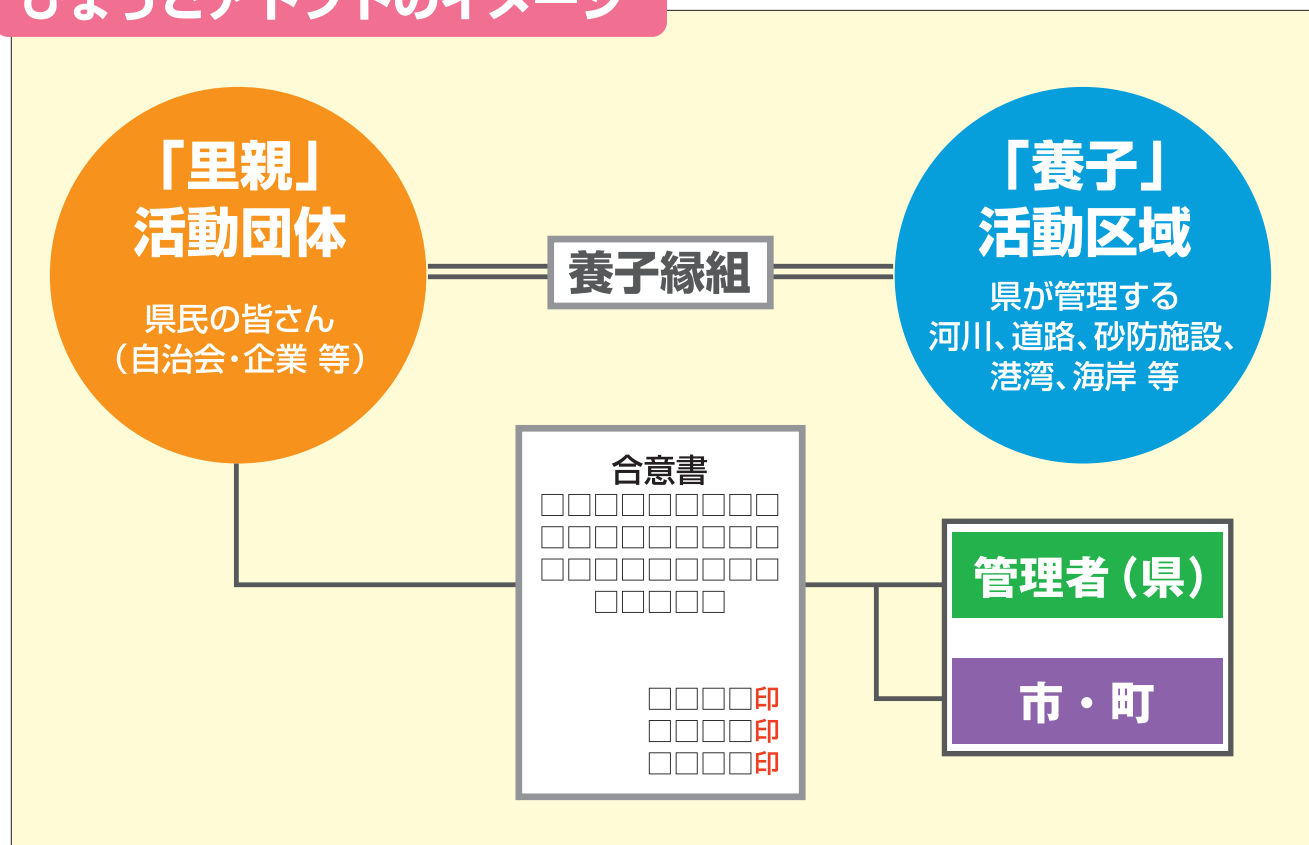
●ひょうごアドプトの役割分担

- 〈活動団体〉
 - ・自治会、ボランティアグループ、サークル、企業、学校等、県民の皆さん
 - ・活動区域の清掃・美化、除草・草刈り、植樹（低木）管理、植栽、間伐・下草刈り・植樹などの森づくり活動等を実施します。
- 〈行政〉
 - ・県・市町
 - ・アドプト看板の設置、ボランティア保険への加入、軍手・ゴミ袋等を支給します。

●ひょうごアドプトの名前の由来

- 「アドプト（adopt）」とは、「養子にする」という意味の英語です。
ボランティア活動を行う団体を「里親」に見立て、県が管理する河川、道路、砂防施設、港湾、海岸等の活動区域を「養子」のようにお世話（清掃・美化活動）いただくため、このような名前となりました。
そもそもは、アメリカのハイウェイでの散乱ゴミ対策として、1985年に世界で初めて導入された制度であると言われています。

ひょうごアドプトのイメージ



参加要件

活動を2年以上継続でき、下記に該当しない団体が、アドプト活動に参加できます。

- ①活動を営利目的とする団体
- ②参加資格を得るにあたり不当な条件をつける団体
- ③活動とあわせて宗教活動・政治活動又は営業活動を行う団体
- ④特定の公職の候補者や政党を推進し、支持し又はこれらに反することを目的とする団体
- ⑤暴力団又はその統制下にある団体、社会の秩序を乱す恐れのある団体

活動のための手続き等



県が管理するこんな場所で活動しています！

砂防施設



道路



河川



港湾・海岸（緑地）

